

# 国保中央病院自家用電気工作物保安管理業務委託仕様書

## 1 適用範囲

国保中央病院組合管理者（以下「委託者」という。）が設置する電気事業法第38条第4項に規定する自家用電気工作物について、同法第43条に基づく同法施行規則第52条第2項の規定により「保安管理業務」を委託するにあたり、受託者が実施すべき必要事項を定める。

## 2 業務名

国保中央病院自家用電気工作物保安管理業務

## 3 対象物件及び設備について

### （1）対象物件

国保中央病院本館（看護師寮含む）及び緩和ケアホーム飛鳥

### （2）施設の規模

#### 【国保中央病院本館、看護師寮】

- ・敷地面積 11,644.73m<sup>2</sup>
- ・病院本館：鉄筋コンクリート造 地上7階、地下1階  
建物面積 9,960.51m<sup>2</sup>
- ・看護師寮：鉄骨造 2階建  
建物面積 435.58m<sup>2</sup>

#### 【緩和ケアホーム飛鳥】

- ・鉄骨造 3階建
- ・建物面積 1,951.27m<sup>2</sup>

### （3）対象設備概要

#### 【国保中央病院本館（看護師寮含む）】

- 受電電圧 6.6kV ・ 契約電力700kW
- 変圧器 8台、2,150kVA ・ 高圧コンデンサー 3台 ・ 357.9kVA
- 非常用予備発電装置 1台 ・ 500kVA 出力400kW
- 蓄電池設備 108V 180Ah

#### 【緩和ケアホーム飛鳥】

- 受電電圧 6.6kV

●変圧器 2台、250kVA ・ 高圧コンデンサー 1台 31.9kvar

その他、別紙「設備台帳」参照。

#### 4 委託期間

令和8年4月1日～令和11年3月31日（3年間）

#### 5 委託業務の内容

- (1) 委託者が実施する保安管理業務は、次の各号により、保安規定に基づき電気工作物の保安管理業務を実施する者（以下「保安業務担当者」という。）が自ら実施するものとします。
- ① 外部委託に係る電気工作物（以下、「電気工作物」という。）の維持及び運用について、定期的な点検、測定及び試験（その細目及び具体的基準は、別紙「自家用電気工作物の保安管理業務委託細目書（以下、「委託細目書」という。）」のとおり）を行い、その結果を報告するとともに経済産業省令で定める電気設備に関する技術基準を定める省令（以下、「技術基準」という。）の規定に適合しない事項又は適合しないおそれがあるときは、とるべき措置について委託者に指示又は助言すること。
- ② 電気事故その他電気工作物に異常が発生又は発生するおそれがある場合において、委託者もしくは関西電力株式会社等により通知を受けたときは、事故原因を探し、応急措置及び、再発防止につきとるべき措置を委託者に指示又は助言するとともに、必要に応じて臨時点検を行う。なお、委託者から事故発生時の緊急出動の依頼があったときは、休日、夜間にかかわらず緊急出動するものとし、これに伴う緊急出動費用は受託者の負担とする。
- ③ 電気事業法第106条の規定に基づく電気関係報告規則に定める電気事故報告を行う必要がある場合は、委託者に事故報告を行うよう指示するとともに、事故報告の作成及び手続きの助言を行うこと。
- ④ 電気事業法第107条第3項に規定する立入検査の立ち会いを行うこと。
- ⑤ 電気工作物の工事、維持及び運用に関する中部近畿産業保安監督部長への提出書類及び図面について、その作成及び手続きの助言を行うこと。
- ⑥ 電気工作物の設置又は変更の工事について、設計の審査及び竣工検査を行い、必要に応じそのとるべき措置について委託者に報告すること。
- ⑦ 電気工作物の設置又は変更の工事について、委託者の通知を受けて、別紙「委託細目書」に定めるところにより、工事期間中の点検を行い、その結果を報告するとともに技術基準の規定に適合しない又は適合しないおそれがあるときは、そのとるべき措置について委託者に指示又は助言すること。

- ⑧ 委託者の職員に対する電気保安に関する安全教育を年1回以上行うこと。
- (2) 使用機器及びそれに付随する配線器具等については、(1)によるほか、委託者が確認を行うものとします。

## 6 点検の頻度と絶縁監視装置

- (1) 受託者が定期的に行う点検内容は委託細目書によるものとし、点検頻度は「委託細目書」の別表の点検基準によるものとする。
- (2) 委託者の自家用電気工作物の保安管理業務を行うにあたり、受託者の負担において、低圧電路の絶縁状況の的確な監視が可能な装置（以下、「低圧絶縁監視装置」という。）を設置すること。低圧絶縁監視装置を使用した処置については、「委託細目書」に定めるところによるものとします。

なお、「3 (3) 対象設備概要」へ設置する低圧絶縁監視装置は「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）」の「絶縁監視装置」の仕様を満たした低圧絶縁監視装置を設置することとします。

## 7 連絡責任者等

- (1) 委託者は、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のための巡視を行う者を定めるとともに、この契約の履行に関して受託者と連絡する連絡責任者を定めて、その氏名、連絡方法等を受託者に通知するものとします。
- (2) 委託者は、前項の連絡責任者に事故がある場合は、その業務を代行させるため代務者を定め、ただちにその氏名、連絡方法等を受託者に通知するものとします。
- (3) 委託者は、前各項に変更が生じた場合は、ただちに受託者に通知するものとします。
- (4) 委託者は、連絡責任者又はその代務者を、受託者の行う保安管理業務に立ち合わせるものとします。

## 8 委託者及び受託者の協力及び義務

- (1) 委託者は、受託者が保安管理業務の実施にあたり、受託者が報告、助言した事項又は受託者と協議決定した事項については、すみやかに必要な措置をとるものとします。
- (2) 受託者は、保安管理業務を誠実に行うものとします。

## 9 保安業務担当者の資格等

- (1) 受託者は、電気工作物の保安管理業務を実施する保安業務担当者には、電気事業法施行規則に適合する者をあてるものとします。

- (2) 保安業務担当者は、保安管理業務に従事する資格を有する証を常に携行し、委託者の求めに応じ提示することとします。ただし、緊急の場合は、この限りではありません。
- (3) 保安業務担当者は、必要に応じ他の保安業務担当者（以下、「保安業務従事者」という。）に、保安管理業務の一部を実施させることができるものとします。
- (4) 保安業務担当者並びに保安業務従事者は、必要に応じ補助者を同行し、保安管理業務の実施を補助させることができるものとします。
- (5) 保安業務担当者を明確にするため、受託者は、前各項で定める保安業務担当者並びに保安業務従事者の氏名及び生年月日並びに主任技術者免状の種類及び番号を、受託者の事業所への連絡方法とともに、書面をもって委託者に通知し、委託者は面接等により本人の確認を行うこととします。  
なお、保安業務担当者等の変更を行う必要が生じた場合にあっても同様とします。

## 1 0 記録の保存

委託者は、受託者が実施し報告した保安管理業務の結果の記録（保安管理業務を実施した保安業務担当者の氏名を含む。）等を確認するとともに、委託者受託者の双方において3年間保存するものとします。

## 1 1 保安管理業務の報告

- (1) 各点検等終了後速やかに点検結果を委託者の連絡責任者に書面にて報告すること。
- (2) 絶縁監視装置が定期点検の間に発信した警報、テスト発信の受信記録等監視情報結果は、異常の有無に関わらず次回の定期点検時に書面にて委託者に提出すること。

## 1 2 機械器具・安全作業用具

- (1) 受託者が実施する定期点検等に使用する機械器具・安全作業用具は、次に該当するものであること。
- ① 機械器具  
ア 絶縁抵抗計  
イ 接地抵抗計  
ウ 電流計  
エ 電圧計  
オ 低圧検電器  
カ 高圧検電器  
キ 繰電気試験装置  
ク 絶縁耐力試験装置
- ② 安全作業用具

- ア 電気用安全帽
- イ 電気用ゴム手袋
- ウ 電気用長靴
- エ 安全帶
- オ 短絡接地器具

- (2) 測定器具は年1回以上の校正試験を実施したものを使用すること。また、校正試験記録を作成保管し、委託者の要請があれば校正試験記録を提出すること。
- (3) 安全作業用具は労働安全衛生関係法令に定める定期自主検査（6ヶ月に1回以上の耐圧試験）を実施したものを使用すること。また、定期自主検査の記録を作成保管し、委託者の要請があればその記録を提出すること。

#### 1 3 受電設備保証保険

受託者は、落雷、洪水、河川の氾濫など突発的な電気機器損壊事故に対し、受電設備保証保険制度に受託者の負担において加入するものとする。

#### 1 4 損害賠償

受託者は、保安管理業務を履行するにあたり、受託者の故意又は過失により、委託者又は第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償する義務を負うものとする。ただし、受託者の責に帰すことのできない事由によるときはこの限りでない。

#### 1 5 大規模災害時の体制

受託者は、大規模災害時等複数施設の電気工作物に事故が発生した場合においても、保安管理業務を履行するために、適切な措置をとることができるよう体制をあらかじめ整備しておくこと。

#### 1 6 電気故障（事故）に関する対応

原則として受託者は、委託者からの事故発生の連絡を受信してから1時間以内に保安業務担当者又は代務する技術者が事故発生場所に到達すること。

#### 1 7 保安業務担当者の定義

- 保安業務担当者は次の条件を満たす従業員とすること。
- (1) 就業規則に定められた社員、嘱託、契約社員等であること。

## 国保中央病院自家用電気工作物の保安管理業務委託細目書

1 受託者は、委託者の保安規定に基づき、委託者が設置する自家用電気工作物の保安管理業務について、次の各号に掲げるとおりとし、その結果について委託者に報告します。報告を受けた委託者は、その記録（保安業務担当者の氏名を含む。）を確認及び保存するものとします。

また、技術基準に適合しない事項がある場合は、必要な指導又は助言を行います。

- (1) 電気工作物の維持及び運用が適正に行われるよう、定期的に行う電気工作物の点検、測定及び試験（以下、「年次点検」という。）
- (2) 電気事故発生時等の応急措置（現状確認、送電停止、電気工作物の切り離し等）の指示及び事故原因探求への協力並びに再発防止のための対策への指示又は助言を行うとともに、状況に応じて、臨時点検を行う。
- (3) 中部近畿産業保安監督部長への提出書類及び図面について、その作成及び手続きの助言
- (4) 法令に基づく立入検査への立合い
- (5) 電気工作物の設置又は変更の工事について、設計の審査、工事期間中の点検及び試験
- (6) その他、受託者がこの契約を履行するために必要な事項

2 前項第1号に定める年次点検の種類及び頻度は別表「点検基準」のとおりとし、技術基準への適合状況の確認を行います。

3 第1項第5号に定める工事期間中の点検は、別表「点検基準」に定める外観点検を行い、電気工作物の施行状況及び技術基準への適合状況の確認を行います。

4 保安業務担当者が、保安規定に基づき、保安管理業務を自ら実施します。ただし、次の（1）から（4）までに掲げる電気工作物であって、保安業務担当者の監督の下で点検が行われ、かつ、その記録が保安業務担当者により確認されているものに係る保安管理業務については、この限りではありません。

- (1) 設備の特殊性のため、専門の知識及び技術を有する者でなければ点検を行うことが困難な電気工作物
  - ① 建築基準の規定に基づき、一級建築士等の検査を要する建築設備
  - ② 消防法の規定に基づき、消防設備士免状の交付を受けている者等の点検を要する消防用設備等又は特殊消防用設備等
  - ③ 労働安全衛生法の規定に基づき、検査業者等の検査を要することとなる機械

- ④ 機器の精度等の観点から専門の知識及び技術を有する者による調整を要する機器  
(医療用機器等)

(2) 設置場所の特殊性のため、受託者が点検を行うことが困難な電気工作物

- ① 立入に危険を伴う場所（酸素欠乏危険場所、有毒ガス発生場所、高所での危険作業を伴う場所、放射線管理区域等）
- ② 情報管理のため立入が制限される場所（サーバー室、電算室等）
- ③ 衛生管理のため立入が制限される場所（手術室等）
- ④ 機密管理のため立入が制限される場所（カルテ庫等）
- ⑤ 立入に専門家による特殊な作業を要する場所（密閉場所等）

(3) 病院外で使用されている可搬型機器である電気工作物

(4) 発電設備のうち電気設備以外である電気工作物

5 別表「点検基準」に記載する事項のうち、主要な事項の取扱いは次のとおりとします。

(1) 月次点検は、電気工作物の運転を停止しない状態で目視等により実施します。ただし、設備の状況により、運転を停止して点検することがあります。

(2) 年次点検は、停電により設備を停止状態にして1年に1回以上実施します。ただし、信頼性が高く、かつ、別表「点検基準」と同等と認められる点検が1年に1回以上実施され、その結果が良好である機器については、委託者、受託者協議の上、停電により設備を停止状態にして実施する点検を3年に1回以上とすることができるものとします。また、年次点検は当該月の月次点検を含みます。

(3) 前項の信頼性が高いとは次の要件を満たすものとします。

　経済産業省告示第249号第4条第7号において規定されている設備条件を満たすものであって、設備更新推奨時期を超えていないもの

(4) 第1項の別表「点検基準」と同等と認められる点検とは、前項の要件を満たしていることを確認するとともに、同別表備考において示した点検をいいます。

(5) 年次点検のための執務時間は、別表「点検基準」の各項目について実施し、かつ、その結果取るべき措置の指導、助言を行うために必要な時間とします。

(6) 年次点検時には別表「点検基準」に記載の点検のほか、委託者に、日常巡視等において異常等がなかったか否かの問診を行い、異常等があった場合は、保安業務担当者としての観点から点検を行います。

6 低圧絶縁監視装置を設置している事業場

(1) 点検は、別表「点検基準」のとおり実施します。

(2) 警報動作電流（設定の上限値は50ミリアンペアとします。）以上の漏えい電流が発生している旨の警報（以下、「漏えい警報」という。）を連続して5分以上受信した

場合、又は5分未満の漏えい警報を繰り返し受信した場合は、受託者は、警報発生の原因を調査し、適切な措置を行うものとします。

- (3) 受託者は、警報発生時の受信の記録を3年間保存します。

## 巡視、点検及び測定・試験の基準（月次点検）

No.1

設 備		点検項目	工事期間中の 巡視、点検 [週 1回]	月次点検 [毎月 1回]	年次点検 [毎年 1回]
引 込 設 備	区分開閉器	外観点検	○	○	○
		10 $\Omega$ ボルトによる絶縁抵抗測定			○
		継電器の動作試験			○
		継電器の慣性特性試験			○
		継電器の動作特性試験			○
		開閉器と継電器の連動試験			○
	引込線、支持物、 ケーブル等	外観点検	○	○	○
		10 $\Omega$ ボルトによる絶縁抵抗測定			○
受 電 設 備	断路器	外観点検	○	○	○
		10 $\Omega$ ボルトによる絶縁抵抗測定			○
	電力用ヒューズ	外観点検	○	○	○
		10 $\Omega$ ボルトによる絶縁抵抗測定			○
	遮断器、負荷開閉器	外観点検	○	○	○
		10 $\Omega$ ボルトによる絶縁抵抗測定			○
		継電器の動作試験			○
		継電器の慣性特性試験			○
		継電器の動作特性試験			○
		遮断器、開閉器と継電器の連動試験			○
	変圧器	外観点検	○	○	○
		10 $\Omega$ ボルトによる絶縁抵抗測定			○
		内部点検			△
		絶縁油の酸価度試験			△
	コンデンサ、 リアクトル	外観点検	○	○	○
		10 $\Omega$ ボルトによる絶縁抵抗測定			○
	計器用変成器、零相変流器	外観点検	○	○	○
		10 $\Omega$ ボルトによる絶縁抵抗測定			○
	避雷器	外観点検	○	○	○
		10 $\Omega$ ボルトによる絶縁抵抗測定			○
	母線等	外観点検	○	○	○
		10 $\Omega$ ボルトによる絶縁抵抗測定			○
	その他の高圧機器	外観点検	○	○	○
		10 $\Omega$ ボルトによる絶縁抵抗測定			○
受 ・ 配 電 盤	配電盤、制御回路	外観点検	○	○	○
		電圧値、電流値の測定		○	○
		絶縁抵抗測定			○
		計器校正試験			△
		シーケンス試験			△
接 地 工 事	接地線、保護管等	外観点検	○	○	○
		接地抵抗測定			○
		漏えい電流測定		○	○

設 備		点検項目	工事期間中の 巡視、点検 [週 1 回]	月次点検 [毎月 1 回]	年次点検 [毎年 1 回]
構造物	受電室建物、キュービクル式受・変電設備の金属製外箱等	外観点検	○	○	○
配電設備	電線路	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定			○
負荷設備	低圧機器	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定			○
	低圧配線、制御配線	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定			○
	開閉器	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定			○
	遮断器	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定			○
	絶縁状態監視			低压絶縁監視装置による	
蓄電池設備	蓄電池	外観点検	○	○	○
		電圧測定		○	○
		比重測定			○
		液温測定			○
	充電装置及び付属装置	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定			○
	構造物等	外観点検	○	○	○
非常予備発電装置	原動機、始動装置及び付属装置	外観点検	○	○	○
		始動・停止試験		○	○
		保護継電器の動作試験			○
	発電機及び励磁装置	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定			○
	遮断器、開閉器、配電盤、制御装置等	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定			○
		発電電圧、周波数（回転数）の測定		○	○
		保護継電器の動作試験			○
		インターロック試験			△

注 1 「月次点検」とは、設備が運転中の状態において点検を実施するものをいい、「年次点検」とは、主として停電により設備を停止状態にして点検を実施するものをいう。

- 2 工事期間中の○印は、各点検項目の該当項目を示し、工事に関わる設備に対して適用する。
- 3 工事期間中の巡視、点検は工事工程にあわせ実施する。
- 4 工事完了後の竣工試験の実施、内容については受託者と協議する。
- 5 月次点検、年次点検の○印は、各点検項目の該当項目を示し、設備のある場合に適用する。
- 6 絶縁油の酸価度試験は、加熱・変色、汚損等の異常がない場合、又はPCB油混入のおそれがある場合、一部又は全部を省力することがある。
- 7 変圧器の二次側より配電盤の主開閉器電源側の絶縁抵抗測定は、当該電路の接地線の取外しが困難な場合、漏えい電流測定に替えることがある。
- 8 各点検項目は、機器ごとの信頼性並びに各点検項目と同等と認められる手法によって確認した場合にあっては、その結果により当該点検の一部に替えることがある。
- 9 負荷設備の絶縁抵抗測定は、低压電路の絶縁状態を監視する「低压絶縁監視装置」により当該点検に替えることがある。
- 10 10<sup>4</sup>ボルトによる絶縁抵抗測定は、6<sup>4</sup>ボルトの高压設備に対して適用する。